

## 公 告

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第32条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成17年12月21日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

### 1 入札に付する事項

#### (1) 賃借件名及び数量

中型ノンステップバス（リース） 20両

#### (2) 賃借案件の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

#### (3) 賃借期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

#### (4) 納入場所

京都市交通局が指定する場所

### 2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、競争入札参加資格確認において、その資格があると認められた者

(1) 平成17年度に締結が見込まれる「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務の調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を得た者

(2) 本公告の日から入札及び開札の日までの期間に、京都市交通局競争入札等取扱要綱第28条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が

含まれていない者

(3) 当該賃借物件に関する当局が指定する証明書を提出できる者

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法並びに同説明書等に対する質問及び回答期限

(1) 公告の日から平成18年1月10日まで次の場所において無償で交付する。ただし、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町48番地

京都市交通局本館2階

京都市交通局企画総務部財務課管財契約係

電話 075-822-9132

(2) 入札説明書等に対する質問及び回答期限

ア 入札説明書等に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項を記載した書面を、平成18年1月10日午後5時までに、持参により京都市交通局企画総務部財務課管財契約係に提出しなければならない。ただし、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 管理者は、アによる質問を受けたときは、平成18年1月16日午後5時までに、質問に対する回答書を、京都市交通局企画総務部財務課管財契約係において閲覧に供する。

4 競争入札参加資格確認の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる書類を提出し、審査を受けな

ければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出期限及び提出場所

平成18年1月10日まで。ただし、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

3(1)の場所へ提出すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とすること。

(3) 競争入札参加資格確認通知

書類の受領後、競争入札参加資格の確認を行い、その結果は平成18年1月16日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により、競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は平成18年1月23日午後5時までに、3(1)の場所へ提出しなければならない。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成18年1月27日までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 競争入札参加資格確認の取消し

管理者は、競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号の一に該

当することとなったときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 競争入札参加資格があると認められた者が、入札日時までに、京都市交通局契約規程第2条に規定する入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他管理者が特に入札に参加させることが不適当であると認められたとき。

## 5 入札執行の日時及び場所

平成18年1月31日 午前10時30分

京都市交通局厚生会館3階会議室

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成18年1月30日午後5時までに3(1)の場所に必着させること。

## 6 入札方法

入札の金額は1(3)の賃借期間に係る総価を記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札の無効

